

介護保険料の改定

問 長寿課 ☎56-0613

第9期(令和6～8年度)介護保険事業計画の策定に伴い、介護保険料の改定を行いました。この3か年における介護保険のサービス提供に要する費用は、高齢者の増加や介護報酬の引き上げに伴い、総額約99億円となる見込みです。

今回の改定では、基金を活用して基準額の上昇を可能な限り抑えとともに、所得段階区分や保険料率の見直しも行いました。保険料は「基準額」をもとに、所得などに応じて下記に分かれます。

令和6～8年度の介護保険料 基準額5,516円(月額)

所得段階		対象者		保険料率	保険料(年額)	
第1段階		●生活保護受給者 ●市民税非課税世帯の老齢福祉年金受給者 ●市民税非課税世帯で、本人の課税年金収入額+合計所得金額が80万円以下		基準額×0.25	16,500円	
第2段階	本人が市民税非課税	世帯非課税	本人の課税年金収入額	80万円を超え120万円以下	基準額×0.4	26,400円
第3段階			+	120万円を超える	基準額×0.68	45,000円
第4段階		世帯課税	合計所得金額	80万円以下	基準額×0.88	58,200円
第5段階			80万円を超える	基準額	66,100円	
第6段階	本人が市民税課税	本人の合計所得金額		120万円未満	基準額×1.15	76,100円
第7段階				120万円以上210万円未満	基準額×1.4	92,600円
第8段階				210万円以上320万円未満	基準額×1.6	105,900円
第9段階				320万円以上420万円未満	基準額×1.8	119,100円
第10段階				420万円以上520万円未満	基準額×1.9	125,700円
第11段階				520万円以上620万円未満	基準額×2.0	132,300円
第12段階				620万円以上720万円未満	基準額×2.2	145,600円
第13段階				720万円以上820万円未満	基準額×2.3	152,200円
第14段階				820万円以上1,000万円未満	基準額×2.4	158,800円
第15段階				1,000万円以上1,500万円未満	基準額×2.6	172,000円
第16段階				1,500万円以上	基準額×2.8	185,300円

※第1～3段階の保険料について、公費負担により軽減を図ります。

第1段階 0.42▶0.25

第2段階 0.6▶0.4

第3段階 0.685▶0.68

第9段階以降の所得段階区分が変わりました。

前年と同程度の所得であっても保険料の段階が変更となる場合があります。

※表中の赤文字が令和6年度の改定による変更点です。